

大口町告示第110号

令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年12月25日

大口町長 鈴木雅博

令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の一部を改正する要綱

令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和5年大口町告示第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」に改める。

第3条第1項中「令和5年6月1日」を「令和5年12月1日」に、「次の各号のいずれかに該当する世帯」を「令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯）」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「低所得世帯（住民税非課税世帯等）向け給付金」の次に「（1世帯あたり3万円を目安とする給付金は除く）」を加え、「又は」を「及び」に改める。

第4条中「3万円」を「7万円」に改める。

第5条第1項中「緊急」を削る。

第6条第1項中「様式第2」を「様式第2。以下「申請書」という。」に改め、「又は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（様式第3。以下様式第2及び様式第3を合わせて「申請書」という。）」を削る。

第7条第1項中「令和4年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱（令和4年大口町告示第100号）に規定する大口町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を「令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和5年大口町告示第76号）に規定する大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」に、「令和4年9月30日」を「令和5年6月1日」に、「第3条第

1項第1号」を「第3条第1項」に改め、同条第2項「様式第4」を「様式第3」に、「様式第5」を「様式第4」に改め、同条第3項中「第9条第2項に規定する日」を「支給の申込みから町長が指定する日」に改める。

第9条第2項中「令和5年10月31日」を「令和6年4月30日」に改める。  
様式第1から様式第4までを次のように改める。



## 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し  
(あらかじめ記載されている支払口座以外への振込を希望された場合や口座欄が空白となっている場合は、確認書に記入した受取口座がわかる書類の写しを貼付してください。)

## 本人（代理人）確認書類

※マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、介護保険証などの写し（いずれか1つ）  
(あらかじめ記載されている支払口座以外への振込を希望する場合や口座欄が空白となっている場合は、本人確認書類の写しを、代理人が確認・請求(受給)する場合は、本人及び代理人両方の確認書類の写しを貼付してください。)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)
大口町長 様



2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○ 令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付して下さい。(該当者全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	個人番号	現住所と令和5年1月1日 時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日 時点の住所を記載	令和5年度 住民税均等割課税状況
	生年月日						
1	(申請者)	本人			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信連連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、長寿ふくし課(電話 0587-94-0051)にお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ① ※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。  
ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。  
イ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
  - ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
  - ③ 既に他市区町村において、低所得世帯(住民税非課税世帯等)向け給付金(1世帯あたり3万円を目安とする給付金は除く)の支給を受けた世帯または当該給付金の支給を受けた者を含む世帯ではありません。
  - ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、大口町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
  - ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
  - ⑥ この申請書は、大口町において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
  - ⑦ 大口町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年4月30日までに、大口町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
  - ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

(該当する世帯のみ)世帯全員が、住民税が課せられている親族等の扶養を受けている方は、確認後にチェック欄()にレを入れてください。

提出書類

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)  
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)  
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)  
令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

年 月 日

大口町長 様

届出者住所 \_\_\_\_\_

届出者氏名 \_\_\_\_\_

届出者連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金受給拒否の届出書

- 1, 私は、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「電力・ガス・食料品等価格重点支援給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

本人確認書類添付箇所  
※マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、介護保険証などの写し  
（いずれか1つ）



提出書類

- 『電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給口座登録等の届出書』(本書)

※ 必要事項をご記入ください。

- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※ 届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

様式第 5 を削る。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の令和 5 年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の規定は、施行の日以後の申請に対して適用し、この要綱の施行の前日に提出された申請等に対する支給は、なお従前の例による。

令和5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給実施要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、臨時的な措置として実施する、<u>物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金</u>を活用した給付金事業に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 価格高騰重点支援給付金の支給対象者は、<u>令和5年12月1日</u>（以下「基準日」という。）において、本町の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、<u>令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯（同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯）の世帯主とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して、臨時的な措置として実施する、<u>令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金</u>を活用した給付金事業に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 価格高騰重点支援給付金の支給対象者は、<u>令和5年6月1日</u>（以下「基準日」という。）において、本町の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本町の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、<u>次の各号のいずれかに該当する世帯</u>の世帯主とする。</p> <p>(1) <u>令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）</u></p>

新	旧
<p>2 前項の規定にかかわらず、既に他市区町村</p>	<p>以下同じ。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯</p> <p>(2) <u>令和5年1月以降の家計急変世帯</u> 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、<u>予期せぬ理由</u>(当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは除く。)により令和5年1月から令和5年9月までの家計が急変し、<u>同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯</u>(同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和5年1月から令和5年9月までの任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。)<u>又は1年間の所得見込額</u>(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。))が、<u>市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。</u>)ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。</p> <p><u>ア 第1号に該当する世帯として支給を受けた世帯に属していた者を含む世帯</u>(当該者が第1号に該当しない世帯に編入された場合の当該世帯を除く。)</p> <p><u>イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し価格高騰重点支援給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、既に他市区町村</p>

新	旧
<p>において、低所得世帯（住民税非課税世帯等）向け給付金（<u>1世帯あたり3万円を目安とする給付金は除く</u>）の支給を受けた者を含む世帯<u>及び</u>租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。</p>	<p>において、低所得世帯（住民税非課税世帯等）向け給付金の支給を受けた者を含む世帯<u>又は</u>租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。</p>
<p>（支給額）</p>	<p>（支給額）</p>
<p>第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する価格高騰重点支援給付金の金額は、1世帯あたり<u>7万円</u>とする。</p>	<p>第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する価格高騰重点支援給付金の金額は、1世帯あたり<u>3万円</u>とする。</p>
<p>（受給権者）</p>	<p>（受給権者）</p>
<p>第5条 価格高騰重点支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。</p>	<p>第5条 価格高騰重点<u>緊急</u>支援給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>（支給の方式）</p>	<p>（支給の方式）</p>
<p>第6条 価格高騰重点支援給付金の支給を受けようとする者は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（様式第1。以下「確認書」という。）の提出、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）（<u>様式第2。以下「申請書」という。</u>）による申請により行う。</p>	<p>第6条 価格高騰重点支援給付金の支給を受けようとする者は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給要件確認書（様式第1。以下「確認書」という。）の提出、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯分）申請書（請求書）（<u>様式第2）又は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（様式第3。以下様式第2及び様式第3を合わせて「申請書」という。）</u>による申請により行う。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>（支給の申込み）</p>	<p>（支給の申込み）</p>
<p>第7条 町長は、前条の規定に関わらず、<u>令和</u></p>	<p>第7条 町長は、前条の規定に関わらず、<u>令和</u></p>

新	旧
<p><u>5年度大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和5年大口町告示第76号）に規定する大口町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給を受けた世帯であって、令和5年6月1日から基準日までに当該世帯に転入した者がいない世帯等、<b>第3条第1項</b>及び第2項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯に対し、価格高騰重点支援給付金の支給の申込みを行う。</u></p> <p>2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、価格高騰重点支援給付金受給拒否の届出書（様式第3）による受給の拒否又は価格高騰重点支援給付金支給口座登録等の届出書（様式第4）による登録口座の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 町長は、<u>支給の申込みから町長が指定する日</u>までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、価格高騰重点支援給付金を支給する。</p> <p>（申請期限）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 市町村民税非課税世帯への支給のうち確認書及び申請書の提出期限は、<u>令和6年4月30日</u>とする。</p> <p>様式第1（第6条関係） 【別記】</p> <p>様式第2（第6条関係） 【別記】</p> <p>様式第3（第7条関係） 【別記】</p> <p>様式第4（第7条関係） 【別記】</p>	<p><u>4年度大口町子育て世帯等臨時特別支援事業（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）支給事務実施要綱（令和4年大口町告示第100号）に規定する大口町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けた世帯であって、令和4年9月30日から基準日までに当該世帯に転入した者がいない世帯等、<b>第3条第1項第1号</b>及び第2項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯に対し、価格高騰重点支援給付金の支給の申込みを行う。</u></p> <p>2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、価格高騰重点支援給付金受給拒否の届出書（様式第4）による受給の拒否又は価格高騰重点支援給付金支給口座登録等の届出書（様式第5）による登録口座の変更を申し出ることができる。</p> <p>3 町長は、<u>第9条第2項に規定する日</u>までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、価格高騰重点支援給付金を支給する。</p> <p>（申請期限）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 市町村民税非課税世帯への支給のうち確認書及び申請書の提出期限は、<u>令和5年10月31日</u>とする。</p> <p>様式第1（第6条関係） 【別記】</p> <p>様式第2（第6条関係） 【別記】</p> <p>様式第3（第6条関係） 【別記】</p> <p>様式第4（第6条関係） 【別記】</p> <p>様式第5（第6条関係） 【別記】</p>

